

【 建設交通部 】

<p>件 名</p>	<p>建築士法に基づく行政処分について</p>
<p>申立概要 【受理 28.10.14】</p>	<p>建築指導課にA工務店に対しての行政処分を申し入れ、資料を提出し違法行為の内容についての説明もした。          建築指導課の担当者も、当該工務店の行為は建築士法に違反しているとの認識で、行政処分をする必要がある可能性があるため早急に調査することを約束した。          しかしながら、申入れを行ってから1箇月が経過するのに対応する気配がないが、職務怠慢ではないか。</p>
<p>確認事項</p>	<p>(1) 建築士法に基づく規定について          都道府県知事は、建築士法に基づき、一定の要件を満たす場合に、2級建築士等に対し懲戒として戒告、業務停止命令又は免許取消し（第10条）ができ、建築士事務所の開設者に対し監督処分として当該建築士事務所の登録の取消し（第26条）などの行政処分ができ、また、一定の場合には報告を求め、検査ができる（第10条の2及び第26条の2）とされている。</p> <p>(2) 建築指導課の対応について          建築指導課に確認したところ、平成28年9月12日に申立人から情報提供があったことを受けて、法に抵触し、行政処分の対象となるかについて、事実確認のための調査を開始し、建築士事務所の開設者に対し事情を聴取し、必要な報告を求めるなどの対応を行っていた。          また、建築指導課から申立人に対し、去る10月14日及び11月4日に、これらの状況の概要を説明していることを確認した。</p>
<p>結果（意見・要望） 【通知 28.11.14】</p>	<p>本件に関して、建築指導課は事実関係の確認の調査等を着実に進めており、行政として適切な対応がとられている。          対応については十分慎重に取り扱う必要があるため、一定の期間を要しているものと判断される。</p>